

## 東北森林管理局「緑の守り手認定事業者」の募集について

令和7年12月15日  
東北森林管理局

東北森林管理局では、管内の山林で継続的に活動する森林土木事業に従事している事業者を「緑の守り手認定事業者」として認定することとしました。

「緑の守り手認定事業者」は、単に治山・林道施設の整備や維持管理の担い手であるだけではなく、平常時には地域のボランティア活動を行ったり、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担ったりするなど地域を支える担い手のひとりとしてなくてはならない重要なパートナーです。

一方、森林土木事業者が活動する現場の多くが山間奥地のため、その活動内容については広く地域住民等に認知されているとは言い難いところがあり、これまで地域で果たしてきた様々な役割・貢献について「見える化」するとともに、地域住民等に対する認知度を向上させる目的のために実施することといたしました。

### 1. 募集要領

別紙「東北森林管理局 緑の守り手認定事業者募集要領」（以下「募集要領」）による。

### 2. 認定期間

認定の有効期間は、認定された日が属する年度の翌々年度末（令和10年3月31日）までとする。

### 3. 認定の申請受付期間、場所

#### （1）申請受付期間

令和8年2月4日（水）9時～令和8年2月13日（金）17時まで

※行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く

#### （2）申請受付場所

東北森林管理局森林整備課、並びに東北森林管理局管内最寄りの森林管理署及び支署

※東北森林管理局森林整備課

〒010-8550 秋田県秋田市中通5丁目9番16号

電話：018-836-2162

**Mail : t\_seibi@maff.go.jp**

※東北森林管理局管内最寄り森林管理署及び支署については下記 HP をご参考ください。

[https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/introduction/gaiyou\\_syo/index.html](https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/introduction/gaiyou_syo/index.html)

#### 4. 申請に必要な書類、様式

上記 1 募集要領の別紙様式「緑の守り手認定申請書」及び確認資料を上記 3 (2) 申請受付場所に郵送及び電子メール（森林整備課 t\_seibi@maff.go.jp のみ受付可能です。なお、ファイルの容量は 7 MB までとし、ファイル形式は PDF 形式とする。）にて申請をお願いします。

#### 5. お問い合わせ先

東北森林管理局森林整備課

〒010-8550 秋田県秋田市中通 5 丁目 9 番 16 号

電話 : 018-836-2162

**Mail : t\_seibi@maff.go.jp**

# 緑の守り手認定事業者制度について

～各地域で誇りを持って事業を継続していただくための認定制度～

## 概要

各地域の山間奥地で活動する森林土木事業者が、今後も誇りを持って事業を継続していただけるよう、これまで地域で果たしてきた様々な役割・貢献を「見える化」し、広く地域住民等に認知されるよう認定する制度。

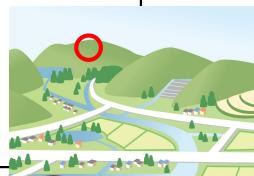
### 【森林土木事業者の地域における役割・貢献】

- 治山・林道施設の整備や維持管理の担い手



- ・平常時：国土緑化活動、ボランティア活動等
- ・災害時：緊急応急工事（災害対応活動）等

これらの活動は山間奥地で行われていることが多く、広く地域住民等に認知されていない。



「地域を支える担い手」のひとりとしてなくてはならない重要なパートナー



緑の守り手認定事業者制度を創設



## 認定項目

- ①継続貢献  
(治山/林道/治山林道)
- ②災害対応活動
- ③災害復旧活動  
(治山/林道/治山林道)
- ④国土緑化活動
- ⑤ボランティア活動
- ⑥環境配慮
- ⑦労働安全
- ⑧人材育成
- ⑨働き方改革



過去の取組実績をもとに認定

## 認定方法

森林管理局長

申請<sup>(※1)</sup>  
認定<sup>(※2)</sup>

森林土木事業者

※1：一定の期間をもって申請を受付（申請先は原則として森林管理署長等）  
※2：認定項目数等による認定グレードあり（4段階）

【広報活動】  
HP等を活用した制度の周知・認定事業者名の公表、地方公共団体への情報提供等を実施

<認定の有効期間>  
認定された日が属する年度の翌々年度末まで

- ・プラチナ（認定項目の全てで認定あり）（注）
- ・ゴールド（認定項目数が継続貢献及び災害対応活動を含めて5個以上）
- ・シルバー（認定項目数が継続貢献及び災害対応活動を含めて3～4個）
- ・ブロンズ（認定項目数が継続貢献を含めて1個以上（上記を除く。））

（注）継続貢献及び災害復旧活動が（治山林道）でない場合は「ゴールド」とする。  
なお、ゴールド、シルバー及びブロンズについては、継続貢献の種類を問わない（治山、林道、治山林道のいずれかでも可）



## 東北森林管理局 緑の守り手認定事業者募集要領

### (目的)

第1 各地域の山林の現場で活動する森林土木工事の事業者(以下「森林土木事業者」という。)は、単に治山・林道施設の整備や維持管理の担い手であるだけではなく、平常時には地域のボランティア活動を行ったり、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担ったりするなど地域を支える担い手としてなくてはならない重要なパートナーである。

一方、森林土木事業者が活動する現場の多くが山間奥地のため、その活動内容については広く地域住民等に認知されているとは言い難いところがある。このため、このような森林土木事業者を「緑の守り手認定事業者」(以下「認定事業者」)として認定することにより、これまで地域で果たしてきた様々な役割・貢献について「見える化」するとともに、地域住民等に対する認知度の向上を図ることを目的とする。

### (認定項目及び認定基準)

第2 緑の守り手認定事業者制度の認定対象は、原則として、東北森林管理局管内において森林土木事業者が過去(令和7年度実績は含まない)に実施した取組のうち、次に掲げるものとする。なお、詳細は別表1「緑の守り手認定事業者制度の認定基準」(以下「認定基準」という。)に掲げる認定基準とする。

- (1) 継続貢献(森林土木工事の継続的受注をいう。)
- (2) 災害対応活動(災害協定等(国有林防災ボランティア含む)に基づく活動)
- (3) 災害復旧活動(災害復旧のための森林土木工事の受注実績)
- (4) 国土緑化活動
- (5) ボランティア活動
- (6) 環境配慮(景観・環境配慮の工事施工実績、ISO(品質又は環境)の認定)
- (7) 労働安全
- (8) 人材育成(新規就労の取組、資格取得など技術・技能者の育成)
- (9) 働き方改革(ICT 施行、週休2日)

### (認定の手続き)

第3 認定は、以下の手続きで行う。

- (1) 森林土木事業者は、東北森林管理局長(以下「局長」という。)に、第2に定める各認定項目について、実績確認のための資料等を添えて申請する。なお、詳細は別表2「緑の守り手認定制度の申請書に添付する認定項目に必要な書類について」による。

- (2) 局長は、森林土木事業者からの申請内容について、認定基準に基づき、実績及び認定項目の数等を確認した上で認定グレードを決定し、該当する森林土木事業者に対して認定証を交付する。また、取り組みを広く周知するため、認定事業者を公表する。

## 2 募集期間及び場所

- (1) 令和8年2月4日(水)～令和8年2月13日(金) 9時～17時まで  
※行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を除く
- (2) 申請受付場所  
東北森林管理局森林整備課、並びに東北森林管理局管内最寄りの森林管理署及び支署

※東北森林管理局森林整備課

〒010-8550 秋田県秋田市中通5丁目9番16号  
電話：018-836-2162

Mall：[t\\_seibi@maff.go.jp](mailto:t_seibi@maff.go.jp)

※東北森林管理局管内最寄り森林管理署及び支署については下記HPをご参考ください。

[https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/introduction/gaiyou\\_syo/index.html](https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/introduction/gaiyou_syo/index.html)

## (3) 電子メールによる提出資料

森林整備課 [t\\_seibi@maff.go.jp](mailto:t_seibi@maff.go.jp)のみ受付可能です。なお、ファイルの容量は7MBまでとし、ファイル形式はPDF形式とする。

## (認定期間)

第4 認定の有効期間は、認定された日が属する年度の翌々年度末(令和10年3月31日)までとする。また、認定項目を変更した場合又は認定グレードを見直した場合の有効期間は既に認定を受けている有効期間と同一の期間とする。

## (表彰)

第5 局長は、認定グレードがプラチナに該当する認定事業者に対し表彰する。  
2 表彰の日については、認定された日が属する年度の翌年度の7月に行う。  
3 表彰の基準日については、認定された日が属する年度の翌年度の7月1日(以下「基準日」という。)とし、基準日において表彰の要件に該当している者について表彰を行うものとする。

(認定変更)

第5 認定事業者の認定項目を変更した場合は、所定の様式により局長へ申請するものとする。なお、追加申請については、有効期間内に1回まで隨時申請することができる。

(認定取消)

第6 認定事業者が関係法令等に違反する等、認定事業者として不適切な行為を確認した場合は認定を取り消すことができる。また、故意に不適切行為を隠ぺいした場合は、次回の申請は受け付けないこととする。

2 局長は、認定後に認定事業者の申請内容が、局長が定めた認定基準を欠くことが明らかになった場合は、認定項目の一部を取り消すことができる。

3 認定事業者は前項に基づき、認定基準に変更があった場合は速やかに所定の様式より報告すること。

別表1

## 緑の守り手認定事業者制度の認定基準

緑の守り手認定事業者制度認定基準については、以下のとおりとする。

なお、認定対象となる期間は過去2カ年度間とし、①～③以外については、国有林での実績の有無は問わないこととする。

### 1. 認定項目及び認定基準

認定項目	認定基準
① 継続貢献  (治山/林道/治山林道)	森林管理局署等が発注する森林土木工事に関して、過去5カ年度間のうち年度間1件以上の受注実績(②に関する実績を除く。)が3度以上あり、かつ、申請前年度もしくは前々年度のいずれかに受注実績があること。  治山工事のみの実績の場合は「継続貢献(治山)」、林道工事のみの実績の場合は「継続貢献(林道)」、両工事の実績がある場合は「継続貢献(治山林道)」と明記すること。
② 災害対応活動	災害協定等(国有林防災ボランティア制度による協定締結、緊急応急工事公募による名簿登録含む)を締結している。かつ、過去5カ年度間の災害に於いて緊急応急復旧工事に関する活動実績があること。  ただし、過去5カ年度間に災害の発生が無く、緊急応急復旧工事に関する活動が出来なかった場合は、災害協定等(国有林防災ボランティア制度による協定締結、緊急応急工事公募による名簿登録含む)を5カ年度間締結していることで構わない。
③ 災害復旧活動  (治山/林道/治山林道)	森林管理局署等が発注する災害復旧のための森林土木工事に関して、過去5カ年度間のうち年度間に1件以上の受注実績(②に関する実績を除く。)が3度以上あること。又は、過去5カ年度間のうち年度間に2件以上の受注実績(②に関する実績を除く。)が2度以上あること。  治山工事のみの実績の場合は「災害復旧(治山)」、林道工事のみの実績の場合は「災害復旧(林道)」、両工事の実績がある場合は「災害復旧(治山林道)」と明記すること。又、下請けの実績も含むものとする。
④ 國土緑化活動	過去2カ年度間のうちで1件以上の國土緑化活動の取組があること。

⑤ ボランティア活動	過去2カ年度間のうちで地域におけるボランティア活動の活動実績があること。ただし、②及び④に係る内容を除く。
⑥ 環境配慮	自然公園特別地域や保護林等景観・環境配慮の必要がある森林での施工実績があること。又は、ISO9001(品質)又は、ISO14001(環境)の認証を受けていること。
⑦ 労働安全	過去2カ年度間の死亡災害、又は、森林管理局署等が発注する森林土木工事において休業4日以上の労働災害が発生していないこと。 なお、死亡災害については、森林管理局署等が発注する森林土木工事、及び、それ以外のすべての工事を対象とする。
⑧ 人材育成	過去2カ年度間のうちでインターンシップの受入や就労合同説明会への出席、各種資格取得への支援など技術者や技能者の確保・育成を行った実績(国等の補助制度を利用せず、企業が直接支援したもの)があること。
⑨ 働き方改革 (週休2日/ICT)	森林土木工事において、過去1カ年度に於いての週休2日の取組、又は、過去2カ年度間のうちでICTを活用した施工実績があること。(3次元起工測量のみの場合は適用外)

注)・受注実績、活動実績、施工実績については、完成年度とする。

・受注実績については、工事成績評定の評定点が65点未満のものは実績として認めない。

## 2. 認定グレード及び認定基準

認定グレード	認定基準
プラチナ	継続貢献(治山林道)の認定あり、かつ、その他の認定項目全てで認定があるもの
ゴールド	認定項目数が継続貢献及び災害対応活動もしくは災害復旧活動を含めて5個以上であるもの
シルバー	認定項目数が継続貢献及び災害対応活動もしくは災害復旧活動を含めて3~4個であるもの
ブロンズ	認定項目数が継続貢献を含めて2個以上(上記を除く)であるもの

注)・全ての認定項目が認定ありであっても、継続貢献(治山林道)及び災害復旧活動(治山林道)でない場合は「ゴールド」とする。

・ゴールド、シルバー及びブロンズについては継続貢献及び災害復旧活動の種類を問わない。(治山/林道/治山林道のいずれかでも可)

別表2

## 緑の守り手認定制度の申請書に添付する認定項目に必要な書類について

認定項目	添付書類
① 継続貢献 (治山/林道/治山林道)	過去5カ年度間の森林管理局署等発注工事に係る ・工事成績評定通知書 ・工事実績情報システム(CORINS) ・契約書類  のいずれか
② 災害対応活動	過去5カ年度間の ・森林管理局の緊急応急工事公募の名簿、又は、森林管理局署等との災害協定書 (協定が団体の場合は、当該団体の構成員であることが確認できる書類) ・治山・林道等の応急復旧工事に関する協力要請文又は報告書(活動実績が確認できないものについては不可)
③ 災害復旧活動 (治山/林道/治山林道)	過去5カ年度間の森林管理局署等発注の災害復旧工事に係る ・工事成績評定通知書 ・工事実績情報システム(CORINS) ・契約書類  のいずれか
④ 国土緑化活動	過去2カ年度間の ・国又は地方公共団体からの表彰状・感謝状・各種証明書等、活動の内容が確認できる書類 活動主体が団体の場合は、当該団体の構成員であることが確認できる書類 ・分収育林等にあっては、契約期間内の契約書等又は名誉オーナー認定書等(有効期間内であること)  のいずれか
⑤ ボランティア活動	過去2カ年度間の ・表彰状 ・感謝状 ・各種証明書等、協力要請文又は案内状、活動の内容が確認できる書類(協会等が発行する機関誌など)  のいずれか
⑥ 環境配慮	過去2カ年度間の森林管理局署等発注工事に係る ・自然公園地域や保護林等における施工実績が分かる特記仕様

	<p>書及び契約書の写し ・ISO9001,ISO14001 の証明書の写し のいずれか</p>
⑦ 労働安全	添付書類については不要
⑧ 人材育成	<p>過去2カ年度間の</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の資格(土木一式工事の監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格等)に限る。)等の取得を目的として、国等の補助制度を利用せず、企業が直接支援したものを対象とし、研修の受講、資格試験・登録等の費用を支援したことが確認できる企業名の記載された申込書、領収証等の書類</li> <li>・資格取得に関する支援内容を記載し、支援内容を確認できる証明書の写し及び健康保険被保険者証等(被保険者記号・番号・QRコード等にマスキングを施されたものに限る。)</li> <li>・インターンシップの受入を証するインターンとの覚書、受け入れた学生の在学する学校からの推薦状等及び学校あてのインターンシップ終了報告書等</li> <li>・就労合同説明会等の主催者への企業参加の申込書、主催者が作成する企業一覧表等活動実績の確認できる資料</li> </ul> <p>のいずれか</p>
⑨ 働き方改革 (週休2日 /ICT)	<p>過去1カ年度間の</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・週休2日の取組実績証明書</li> </ul> <p>過去2カ年度間の</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ICT 施工に関する発注者との協議書類等(3次元起工測量のみの場合は不可)</li> </ul> <p>のいずれか又は両方</p>

注)・①～③については国有林の実績のみが対象

・④～⑨は民有林における実績も対象

・⑦について、添付書類は不要であり、審査については局において、過去2年度間の森林管理局署等の森林土木工事で休業4日以上の労働災害の発生有無を資源活用課作成リスト等により確認。ただし、過去2カ年度間の死亡災害については報道情報により確認。虚偽の申請があった場合は判明時点での認定の取消及び翌年度の申請は受け付けない。

・添付書類については全て写しで可

様式1

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇森林管理(支)署長 あて

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

緑の守り手認定事業者の認定に係る申請書

緑の守り手認定事業者の認定に係る確認資料を別紙のとおり提出します。

連絡先 氏名：  
電話：

## 申請項目等一覧表

申請する認定項目及び該当事項を○で囲んでください。

認定項目	該当事項	添付書類(書類名を記載してください)
① 継続貢献	治山 林道 治山林道	
② 災害対応活動	有 無	
③ 災害復旧活動	治山 林道 治山林道	
④ 国土緑化活動	有 無	
⑤ ボランティア活動	有 無	
⑥ 環境配慮	有 無	
⑦ 労働安全	有 無	
⑧ 人材育成	有 無	
⑨ 働き方改革	週休2日 ICT	

注)・①～③については国有林の実績のみが対象

・④～⑨は民有林における実績も対象

・⑦については添付不要

・添付書類については全て写しで可

様式1

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇森林管理(支)署長 あて

住 所 秋田県〇〇市〇〇1番地  
商号又は名称 〇〇建設  
代表者 氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

緑の守り手認定事業者の認定に係る申請書

緑の守り手認定事業者の認定に係る確認資料を別紙のとおり提出します。

連絡先 氏名: 〇〇 〇〇  
電話: 018-836-〇〇〇〇

## 申請項目等一覧表

申請する認定項目及び該当事項を○で囲んでください。

認定項目	該当事項	添付書類(書類名を記載してください)
① 継続貢献	治山 林道 <b>(治山林道)</b>	○○治山工事(工事成績評定通知書) ○○林道新設工事(工事実績情報システム) ○○林道改良工事(契約書)
② 災害対応活動	<b>(有)</b> 無	○○緊急応急工事(契約書) 緊急応急工事公募による名簿登録(○～○年度緊急 応急工事要請対象者名簿) 国有林防災ボランティア(派遣要請書)
③ 災害復旧活動	治山 林道 <b>(治山林道)</b>	○○災害関連緊急治山工事(工事成績評定通知書) ○○林道災害復旧工事(工事実績情報システム) ○□林道災害復旧工事(契約書)
④ 国土緑化活動	<b>(有)</b> 無	分収造林(分収造林契約書) 分収育林(分収育林契約書) ○○の森植樹活動(活動証明書)
⑤ ボランティア活動	<b>(有)</b> 無	○○ボランティア活動(活動実績証明書) 社会貢献活動(活動報告、新聞記事)
⑥ 環境配慮	<b>(有)</b> 無	○○治山工事(契約書、特記仕様書) ISO9001(認定書) ISO14001(認定書)
⑦ 労働安全	<b>(有)</b> 無	
⑧ 人材育成	<b>(有)</b> 無	インターンシップ受入(○○高校あて報告書、感謝 状) ○○就職合同説明会(参加申込、参加企業一覧)
⑨ 働き方改革	<b>(週休2日)</b> ICT	週休2日取組実績証明書 ○○工事 ICT 施工(施行に関する協議書等)

注)・①～③については国有林の実績のみが対象

- ・④～⑨は民有林における実績も対象
- ・⑦については添付不要
- ・添付書類については全て写しで可